

医療保険

後期高齢者医療保険制度

後期高齢者医療保険制度は75歳以上の方全てが加入する医療保険です。

平成27年度の住民税額確定に伴い、「平成27年度保険料決定納入通知書」を7月中旬にお送りします。

また、7月末までに新しい保険証を自宅に郵送します。

この保険証は保険に加入していることを証明するものです。大切に保管し、医療機関を受診する際は、必ずお持ちください。

保険料

被保険者一人一人に掛かります。一人当たりの保険料額は、その方の前年の所得に応じてご負担いただく「所得割額」と、被保険者の全員が均

保険料計算式

$$\begin{aligned} & \text{均等割額} 40,347\text{円} \\ & + \\ & \text{所得割額 (前年中の総所得金額 - 基礎控除額} \\ & \text{33万円) } \times \text{率} 8.10\% \\ & \parallel \\ & \text{保険料 (年額)} \end{aligned}$$

1年更新のため、毎年7月末までにお送りします。また、保険証に記載の負担割合（医療機関窓口で支払う医療費の一部負担金の割合）は1割または3割で、現役並み所得者の方は、3割となります。

等にご負担いただく「均等割額」の合計になります。

また、所得が低い方の負担を減らすため、世帯の所得に応じた軽減措置があります。保険料の金額、計算方法、軽減措置などについては通知書および同封のチラシでご確認ください。

ただし、前年の所得を申告していない世帯は、軽減を受けられない場合があります。

保険料の納付

原則、年金から天引き（特別徴収）となりますが、お送りする納入通知書により、納付方法をご確認ください。

保険証

また、国民健康保険の保険証は、9月末までに郵送します。ただし、保険税に滞納があるときは郵送できない場合があります。

なお、現在お使いの保険証は、8月1日から使用できなくなりしますので、8月1日以降に破棄してください。

75歳の誕生日を迎える方

加入手続きは不要です。保険証は75歳の誕生日を迎える前日までに自宅へ郵送します。また、保険料については、誕生月の翌月にお知らせします。

中野市国民健康保険にご加入の75歳以上75歳未満の方へ

7月末までに「国民健康保険高齢受給者証」を郵送します。現在お使いの「受給者証」は8月1日から使用できなくなります。

また、国民健康保険の保険証は、9月末までに郵送します。ただし、保険税に滞納があるときは郵送できない場合があります。

お問い合わせ先
福祉課国保医療係
☎(22)21111 (内線296・304)

医療費

福祉医療費給付金制度

福祉医療費給付金とは、左表の方を対象に、医療費の自己負担額の一部を給付するものです。

福祉医療費の給付を受けるには、受給者証の交付申請が必要で、申請の際には保険証、各種手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）印鑑、通帳をお持ちください。

なお、本年4月より、所得制限の一部を撤廃し、精神障害者保健福祉手帳の1級・2級

級の方および父子家庭の方全員に対し給付範囲を拡大しています。対象と思われる方にはあらかじめ申請書を送付していただきます。対象と思われる方で申請書が届かない場合はお問い合わせください。

問い合わせ先
市役所代表 ☎(22)2111
乳幼児等に関して：子育て課
乳幼児等以外に関して：福祉課
厚生保護係 (内線276)

区分	対象者	所得制限	給付範囲
乳幼児等	0歳から中学校3年生まで	なし	外来・入院
心身障がい者等	身体障害者手帳1級、2級、3級	なし	外来・入院
	身体障害者手帳4級	所得税非課税世帯（本人とその同一世帯員）	外来・入院
	療育手帳A1、A2、B1	なし	外来・入院
	療育手帳B2	特別障害者手当所得制限に準じる	外来・入院
	精神障害者保健福祉手帳1級	「所得制限なし」に改正	外来のみ
	精神障害者保健福祉手帳2級	「所得制限なし」に改正	外来のみ
	精神障害者保健福祉手帳3級	市民税非課税世帯（本人、本人の生計を維持する配偶者または扶養義務者）	外来のみ
ひとり親家庭等	母子家庭の母子	なし	外来・入院
	父子家庭の父子	「所得制限なし」に改正	外来・入院
	父母のいない児童	なし	外来・入院

給付金

臨時福祉給付金・臨時福祉商品券

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、所得の低い方への負担緩和などを目的に臨時福祉給付金を、また生活支援を目的に臨時福祉商品券を合わせて支給します。

支給対象者

次の全ての要件を満たす方が対象です。

○平成27年1月1日において本市の住民基本台帳に登録されている方

○平成27年度の市民税(均等割)が課税されていない方が課税されている方の扶養親族を除く)

○生活保護の被保護者でない方

支給額

対象者一人当たりの支給額は次のとおりです。

○臨時福祉給付金 6千円

(平成27年度は加算措置はありません。)

○臨時福祉商品券 4千円

申請期間

7月21日(火)～11月30日(月)

(受付場所は左表のとおり)

※各市町村で受付期間は異なります。また、期間内に申請がない場合は、受給を辞退したとみなします。

場所	期間	時間
市民会館 47号会議室 (1階)	7月21日(火)～ 8月7日(金)	午前9時～ 午後5時
福祉課	8月10日(月)～ 11月30日(月)	午前8時30分～ 午後5時15分
豊田支所 地域振興課	7月21日(火)～ 11月30日(月)	午前8時30分～ 午後5時15分

※いずれの会場も土・日・祝日を除く

申請先

平成27年1月1日現在の住所地(住民登録地)の市区町村

申請方法

支給対象と思われる方には、7月中旬に給付金および商品券の申請書を送付します。

該当される方は、申請書に記入、押印の上、必要書類を添付し、申請書と一緒に送付する返信用封筒で郵送するか、受付場所に持参ください。(給付金・商品券合わせて申請してください)
なお、支給対象と思われる方で、申請書が届かない方はご連絡ください。

支給(不支給)決定

申請を受けた後、平成26年中の所得など受給資格について審査の上、支給(不支給)決定します。なお、臨時福祉給付金は10月から支給(振り込み)開始となります。

問い合わせ先

福祉課厚生保護係
☎(22)2111(内線276・255)

弔慰金

特別弔慰金

戦後70周年を迎える本年、戦没者などの遺族の方に対し、国として弔慰の意を改めて表すため、第10回特別弔慰金が支給されます。

支給内容 額面25万円 5年償還の記名国債

支給対象者 戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- (1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を獲得した方
- (2)戦没者などの子
- (3)戦没者などの①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹(戦没者などの死亡当時の生計関係の有無などにより、順位が入れ替わります)
- (4)右記(1)から(3)以外の戦没者などの三親等以内の甥、姪などの親族(戦没者の死亡

時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません)

※支給対象遺族は、戦没者などの死亡当時の遺族(生まれていなかったこと(子については胎児も含む)が要件です。

請求期限 平成30年4月2日(請求期限を過ぎると受給することができなくなりますので、ご注意ください)

請求に必要な書類 ①～④については窓口にあります)

- ①請求書
 - ②印鑑等届出書
 - ③戦没者などの遺族の現況等についてのお申立書
 - ④特別弔慰金請求同意書(同順位者がいる場合)
 - ⑤請求者の戸籍抄本(平成27年4月1日の状況が分かるもの)
- なお、右記のほかに書類が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

福祉課厚生保護係
☎(22)2111(内線276)